

[17] 哲学論文集表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/1397669>

出版情報：哲学論文集. 17, 1981-09-20. 九州大学哲学会
バージョン：
権利関係：

九州大学哲学会会規

- 第一条 本会は九州大学哲学会と称する。
- 第二条 本会は会員相互間の研究交流並びに親睦を図ることを目的とする。
- 第三条 本会の事務所は福岡市東区箱崎、九州大学文学部内におく。
- 第四条 本会の会員は正会員・特別会員及び名誉会員とする。
- 一、正会員となることができる者は次の者とする。
- 九州大学文学部哲学・倫理学教官
九州大学教養部哲学・科教官
九州大学文学部哲學・倫理学教官
学専攻学生・卒業生及び研究生
九州大学大学院文学研究科哲学・西洋哲学史・倫理学専攻学生及び学生たりし者その他委員会で適當と認めた者
- 二、特別会員は前項教官のうち教授・助教授及び專任講師を退職した者とする。
- 三、名譽会員は本会で適當と認めた者とする。
- 第五条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。
- 一、毎年一回大会の開催
会誌等の刊行

三、研究資料の蒐集及び交換
四、国内の関係学術団体との連絡
五、研究会、講演会等の開催

六、その他、本会の目的を達成する為に必要な事業

第十四条 本会の経費は会費、寄附金、その他収入による。
第十五条 正会員は所定の会費を納めるものとする。

第十六条 会計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。

第十七条 本会則の変更は総会の決議により行なわれる。

※付則

一、本会に入会及び脱会を希望する者は書面をもって委員会に申し出、その承認を得なければならない。
二、本改正会則は昭和四十五年九月一十七日から之を施行する。

編集委員

稻 増 垣 良 典
山 崎 永 洋 三
庸 雄 二 佑

- 第十二条 委員長は本会を代表し、委員会を招集し、委員会にはかつて総会を招集する。
- 正会員の互選により、会計監査二名をおく。会計報告は総会において行う。

幹事は委員会の依頼により会の庶

務ならびに会計を処理する。任期は二年とする。但し重任を妨げない。

正会員は所定の会費を納めるものとする。

会計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。

正会員は所定の会費を納めるものとする。